

CAL
EA947
B71
#17 Mar. 1978
DOCS



NO LEFT TURN
PAS DE VIRAGE
À GAUCHE

7⁰⁰ AM - 9⁰⁰ AM
4⁰⁰ PM - 6⁰⁰ PM

BUSES
EXCEPTED
AUTOBUS
EXCEPTÉS



1978年3月
No.17

LIBRARY DEPT. OF EXTERNAL AFFAIRS
MINISTÈRE DES AFFAIRES ÉTRANGÈRES



トピックス—— 2

カナダ連邦とケベック問題 —— 3~9

カナダの連邦主義とケベック
ラムジー・クック

フランス系カナダ人の歴史と文化
西本晃二

ケベックのとりべき道


書評—— 10~11

ノーマン全集の完結にあたって

大窪愿二—— 12



Bulletin Canada

発行  カナダ大使館



日加原子力協定改訂議定書の署名後、文書を交換するジェイミソン外相と園田外相。(日本経済新聞社提供)

トピックス

原子力の平和利用保障で合意 カナダ、対日ウラン供給を再開

一九五九年に調印された日加原子力協定が、インドの核爆発実験（一九七〇年）や、その後の技術的進歩あるいは状況の変化にそぐわなくなってきたため、カナダ政府は原子力の軍事転用や核爆発目的の使用をあくまで防止したいという立場から、日本政府と同協定の改訂を交渉していたが、ジェイミソン外務大臣が来日した一月、改訂議定書の草案が東京で仮調印された。改訂交渉が事実上、妥結したことにより、カナダの対日ウラン供給停止措置も解除された。

一、協定の適用を受ける物質は、いかなる核兵器の製造、その他のいかなる武器の開発、あるいはその他のいかなる核爆発装置の製造にも利用してはならない。

一、この保証、および協定の他のとりきめは、カナダにおいては国際原子力機構（IAEA）によって、また日本においては日本政府およびIAEAによって検証される。

一、協定で定められたセーフガード（平和利用の保証措置）

は、以下のものがその適用を受ける――

①協定下のすべての機器および物質について、その寿命が尽きるまで②これらから派生したすべての核物質（ウランニウム、ソリウム、プルトニウムおよび重水）③濃縮、再生、重水製造などに関する情報や（カナダ製原子炉）カンドュー炉に関する情報など、協定下のすべての技術。

一、協定下の核物質は二〇パーセントを越えて濃縮してはならない。再生プルトニウムや高度に濃縮されたウランは、供給国の書面による事前同意なしに貯蔵してはならない。

一、協定に基いて供給された物質や機器、設備を日本もしくはカナダから第三国へ移転するには、それぞれの事前承認がなくてはならない。

一、核物質が流用されないよう、適当な物理的保護措置を講じる。

一、IAEAのセーフガードが適用されない場合の、代替セーフガード条項に同意する。

カナダ外相、加工品の輸入増を要請 経済の活性化、雇用増進に必要

一月末に来日したジェイミソン外務大臣は、カナダ大使館で行われた財界人との懇談会で、日本に対する資源の安定供給を約束するとともに、カナダ製加工品の輸入増大を要請した。発言の内容は、要旨次の通り。

一、現在、先進工業諸国はいずれも強度のインフレと高い失業率を同時に抱えているという、前例のない状況に直面している。こうした問題を解決し、各国が景気後退から脱するには、多国間関税交渉などにみられるように、すべての国が協力

し合う必要がある。

一、天然資源の対日輸出については、カナダは今後とも信頼できる供給国となる決意である。完成品でなければ林製品も非鉄金属も輸出しないという立場はとらない。

一、ただ、今後とも続けて信頼できる資源供給国になるには、カナダはもっと付与価値のある半製品や完成品の輸出を増やして経済を活性化し、雇用を増大する必要がある。技術や能率の向上により鉱物の採掘や木材の伐採にあまり人手はいらなくなった。資源は豊富でも、雇用にはつながらないわけである。しかも、高学歴社会に入ったカナダでは、資源採取産業にとどまらない雇用の多様化を図らなければならない。カナダの対日貿易収支は黒字で、それ自体はむしろ結構であるが、輸出品の内容やそれがカナダ人の雇用増進にどれだけ役立っているかという観点から数字を考えるべきであろう。

一、貿易や経済問題の解決より重要な問題は、世界の平和と安定を守ることである。カナダが核物質や核技術の輸出について平和利用のための厳しい条件をつけているのは、このためである。

下田で日加経済人会議 民間レベルで協力を推進

日加間の経済協力を民間レベルで推進するため、五月中旬、静岡県下田で日加経済人会議が開かれる。この会議に先立ち、カナダの財界人からなる日加経済人会議カナダ委員会（会長・デイビッド・カルバー、アルキヤン・アルミニウム社長）と日本の財界人をメンバー

とする同日本委員会（会長・横田久生日本鋼管社長）が結成された。

フランス語憲章は憲法違反 ケベック州高裁が判決

ケベック州高等裁判所（ジュール・デシャン裁判長）は、一月二十四日、フランス語を州議会および法廷の公式用語と定めた「言語憲章」（通称法案一〇一号）の一部を、カナダの憲法である「英領北アメリカ条例」に違反するとの判決を下した。判決の主旨は、法廷における英語の使用を制限し、フランス語による州法令のみを公式と規定した憲章の第三章が、ケベックの法令は英仏両語で公布し、かつ州法廷では英仏いずれを使用してもいいとする英領北アメリカ条例の第一三三条に反する、というものである。

デシャン裁判長は教育、企業活動、公益事業においてもフランス語に優先権を与える憲章の他の諸条項には具体的に言及していないが、これらの条項だけでなく、昨年八月に言語憲章がケベック州政府によって制定されたから採択された約四十の法令（すべてフランス語のみ）も無効となる恐れがでてきた。

国際アマチュア映画祭 五月にオンタリオ州で

恒例のカナダ国際アマチュア映画祭が五月、オンタリオ州アイリントンで開催される。応募受付は五月一日まで、作品搬入は五月十五日まで。詳細については、カナダ大使館情報文化部（担当・永野）に問い合わせられたし。

カナダの連邦主義とケベック — その歴史的背景

ヨーク大学歴史学部教授 ラムジー・クック



カナダの連邦制度は、地域の多様性と言語的二重性という、カナダの最も基本的な特徴を反映している。地域の多様性は、それぞれの地域の経済的、社会的、歴史的、文化的特性に起因する。

中でも、州住民のおよそ八割が昔も今も文化的、言語的に特異なケベックは、とりわけ異色だ。かつてはフランス語とカトリック、そしてかなり農村的性格を特徴としていたケベックは、世俗化し、都市化した。その文化的アイデンティティを守る決意はいささかも失っていない。

カナダ統一と地域的帰属意識

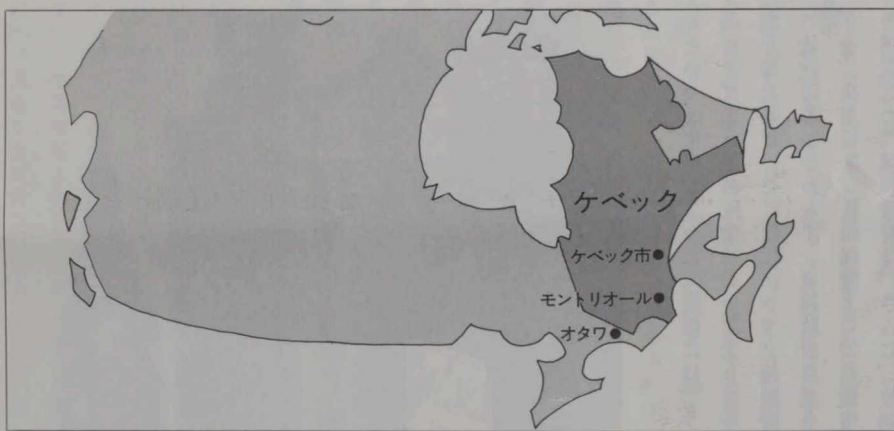
カナダの各地域、各州は、これまで大きくいって二つの目標を達成しようと願ってきた。それは現在も変わらない。ひとつはそれぞれの地域の歴史的アイデンティティであり、もうひとつの目標は統一国家の発展に向けて努力することによって、連合体が受ける経済的、政治的、国際的恩恵に与かる、ということである。地域のアイデンティティを守りたいという願望と、連合体としての統一の必要性との間に生まれた緊張こそ、カナダのこれまでの政治経験の本質であった。その緊張は、今、ほとんどあらゆる

世代のカナダ国民に新たな挑戦を突きつけている。

それぞれの地域の特異性を堅持したといふ願望において、ケベックはど一貫してこの目標の追求に執着してきたところはない。連邦結成当時から、フランス語系カナダ人の大半はケベック州に住んできた。他の州に住むフランス系カナダ人は、ケベックと隣接するニュー・ブランズウィック、オンタリオ両州を中心に、全体のわずか二〇パーセントぐらゐに過ぎない。つまり、フランス系カナダ人にとって、彼らが十七世紀にセント・ローレンス川沿いに定住して以来、ケベックは歴史的故郷なのだ。一七六三年、当時フランス植民地だったケベックは、「七年戦争」の終結に当って英国に割譲された。以後一世紀にわたり、フランス系カナダ人は数も増え、また独自の社会的、経済的、宗教的諸制度、あるいは自らの政治的指導力を発展させた。また、州人口のおよそ二〇パーセントを占める少数派の英語系住民は、州の経済的發展に中心的役割を果たした。

一八六〇年代に入って、カナダにおける英語系およびフランス語系の指導者たちは、英帝国の当局者と同じく、

国防や経済的理由から英領北アメリカ植民地をすべて統合する必要性を痛感した。統合に際してまず認めるべき事実のひとつは、文化的二重性であった。「英領北アメリカ条例」に納められた新憲法は、このことを二つの基本的な形で認識している。第一に、少数派のフランス系カナダ人にとって受け入れられるのは連邦制度だけ、ということである。これにより、新しく生まれた各州政府に対し、いろいろな権限に加えて、文化的特異性を保存する上で必要と認められることがらに關する権限が付与された。教育とか、当時



は比較的に限られた社会的サービスを行っていた宗教機関や慈善施設などに関するものもろものがらについての権限などがそれである。ほかの州とは対照的に、ケベックは独自の民法制度を堅持し、またフランス語と英語は同州の政府と法廷において同等の地位を与えられた。主に英語系の少数派住民を対象としたプロテスタント系学校も、フランス語系住民向けのカトリック系学校と並んで認知された。要するに、フランス語系のケベック住民は、自らが過半数を占め、したがって独自の文化を守ることのできる地方国家を与えられたのである。中央政府はまた、英語と並んで、フランス語を連邦議会やその記録、および連邦政府によって設立された法廷における公用語とした。ケベック州と連邦機関に限られてはいたが、一八六七年、フランス語が初めて憲法上の地位を保証されたのである。

仏系住民の無力感を高めた事件

新しく連邦制度を創設した人たちは、英領北アメリカ条例によって英語系、フランス語系カナダ人の間の文化的葛藤は終わりを告げるだろうと信じていたようであるが、彼らの樂觀には根拠のないことが実証された。一八六七年から第一次世界大戦の終結までに、フランス系カナダ人の不安感を増大し、彼らの目を一段と自分たちの文化の守護者としてのケベック州政府に向けさせる事件がいくつか起こった。

まず、英語系諸州におけるフランス語教育の制限である。一八七〇年のマニトバ新州の憲法には、フランス語やカトリック系学校のことも定めてあった

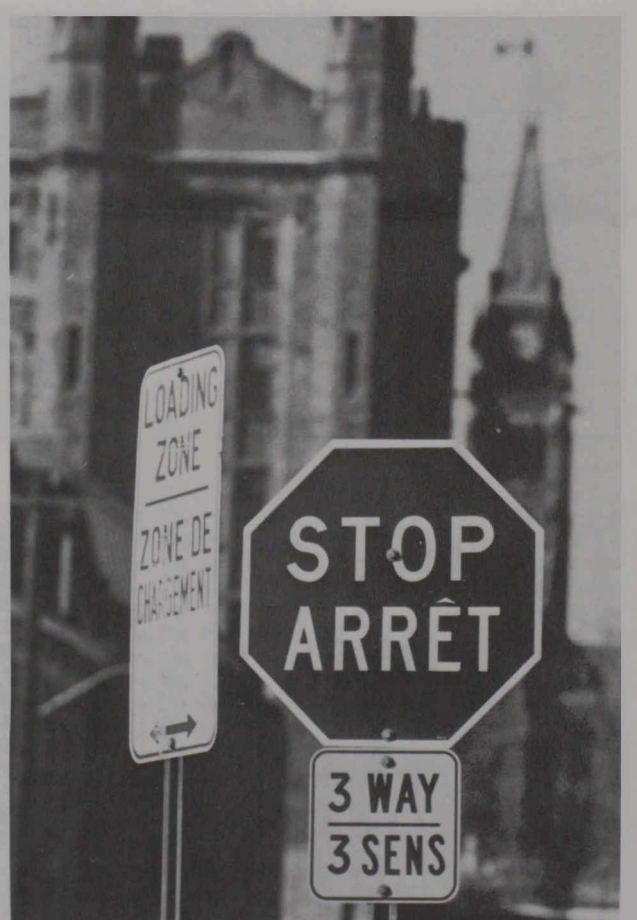
が、多数派の英語系住民は一八九〇年、単一の言語、単一の公立学校制度を採用し、これまでの二重構造に終止符を打った。サスカチュワン州とアルバータ州が一九〇五年に創設されたが、そこでも同じことが繰り返された。一九二〇年代に入って、少数派のフランス語住民に対していくらかの教育権を与えていたオンタリオ州も、二言語制学校の拡大を制限する措置をとった。

🍁 続いて一八八五年、西部カナダで二回の反乱を指揮したメティス（フランス人とインディアン混血で、フランス語を話す）のルイ・リエルを処刑することが決定された。リエルは反逆罪に問われていたが、精神的に不安定だということとで情状酌量を求める声もあった。多くのフランス系カナダ人がリエルの動機に同情していたにもかかわらず、連邦政府当局は絞首刑の実施を許可した。こうすることが、明らかに多数派の英語系カナダ人の意思であった。第一次世界大戦は、海外派兵のための徴兵問題に関して、さらに深刻な文化的衝突を招いた。もともと孤立主義で、英国系カナダ人が自分たちの言語権を認めたくないことに業を煮やしていたフランス系カナダ人は、徴兵政策に反対した。一方、戦争について英帝国寄りだったほとんどの英国系カナダ人は、徴兵を強く支持した。結局、多数派の意見が通り、多くのフランス系カナダ人は連邦政治における自分たちの力が見せかけだけのものに過ぎず、自分たちの将来を保障するのはケベック州を強化するしかないことを確信した。

🍁 一八八〇年代から今日まで、ケベック州の指導者たちは州政府と中央政

府の権限分与を厳密に解釈することに固執してきた。州の政治家たちは、しばしば、中央政府より州の方が優位だと主張したほどである。ケベックだけが州の自治を云々したわけではない——事実、最初に自治を主張したのはオンタリオ州であった。そのことは確かに重要であるが、文化的に特異なケベックには、そういう立場をとるだけの特別な理由があったのである。州権と州の優位を主張する人たちは、連邦制度は諸州間の「契約」により、一定の権限が中央政府に委譲されてきたものだ、とこれまで論じてきた。契約論者たちの主張によると、諸州の同意なしにこれらの権限を変更することはできない。

🍁 連邦政府の権限縮小を要求する声は、第一次世界大戦の終結とともに、ケベック州や、時には他の州からもひんぱんに聞かれるようになった。これには二つの理由がある。ケベック以外における少数派のフランス語系住民が遭遇した不幸な体験と戦時中の文化的衝突がひとつ。カナダ社会における政府の役割に対して見方が変わってきたことが第二の理由である。戦争をはさんでカナダがだんだんと都市化、工業化していくにつれ、連邦政府は社会保障や教育、文化、経済管理などの分野においてもっと大きな権限をもつべきだ、と国民の多くは考えた。大恐慌でいくつかの州が倒産状態に直面すると、国民経済に対する権限と広範な課税基盤、それに裕福な地域から恵まれた地域へ富を再分配する能力を有する連邦政府は、福祉国家的役割を果たすようになった。連邦政府はフランス系カナダの利益に不利な政策を採用するのではない



英仏両語の交通標識。ケベック市の街角で。

かといつも危惧していた（実際には、フランス系カナダ人は連邦政治において大きな役割を果たしていた）歴代ケベック州政府の抵抗にもかかわらず、連邦政府は老令年金、失業保険、健康保険といった政策を導入した。連邦政府は、さらに、放送などの微妙な分野にも徐々に介入し、また、教育や文化活動を助成した。

🍁 特に中央政府が第二次世界大戦においてフランス系カナダ人の反対をよそに徴兵政策を限定的にはあるが導入したとき以来、ケベック州でこれらの政策に対する批判が激しくなった。戦後、強固なナシヨナリストのモーリス・デュプレシー州首相は、同じフランス系カナダ人のルイ・サンローラン連邦政府首相と権限をめぐる一連の長い争いを演じた。デュプレシー首相は、次のような写

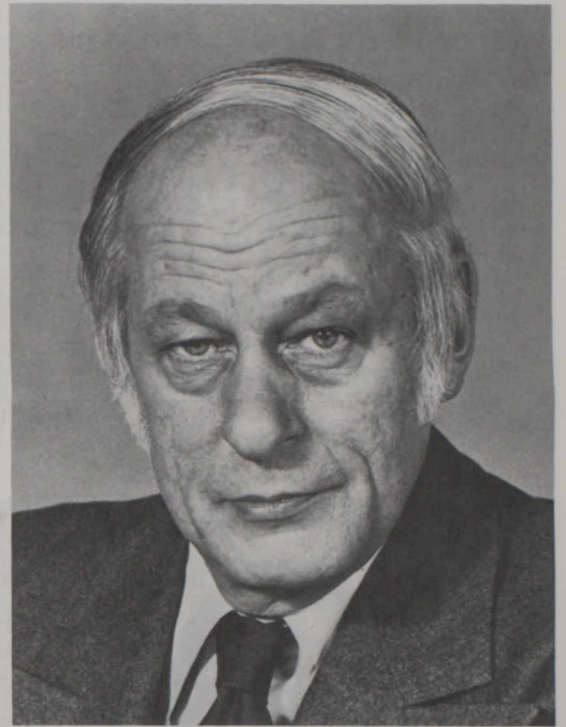
実的な表現で自分の立場を要約している——「ケベックの立法議会は、われわれ

がどうしても守らなければならない要塞だ。それがあからこそ、われわれは自分たちに適した学校を建て、自分たちの言葉で話し、自分たちの宗教を実践し、またわが住民に適した法律を作ることができるのだ。」

ケベック残存への道

🍁 ケベックが他の州とは異なった州であるという考えは、ケベックがある意味でフランス語系カナダ人の「ネーション・ステート（民族国家）」だという主張を発展させるもとなった。フランス系カナダの文化をケベック州国家と一体視することのような傾向は、ケベックがいわゆる「静かな革命」の時期に入った一九六〇年以後、さらに強まった。ケベックの人々は自分たちの文化が果たして近代技術の影響に打ち勝っていきけるかという懸念を、自分たちの社会の諸

がどうしても守らなければならない要塞だ。それがあからこそ、われわれは自分たちに適した学校を建て、自分たちの言葉で話し、自分たちの宗教を実践し、またわが住民に適した法律を作ることができるのだ。」



レベック州首相

目標や制度を再検討し始めた。つとに世俗化、都市化、工業化の道を進んでいた多くのケベック住民は、教育、保健、福祉、労使関係を改革し、また英語系が支配する経済においてフランス語系の人々の地位を向上させるような経済的変革を推進する上で州政府が強いイニシアチブを発揮することが、彼らの残存の鍵となる、と考えた。その目標は、ケベックのフランス語文化を盛り上げることにあり、したがって、その意図は社会的であると同時に国家主義的（ナショナリスト）であった。こうした新しい施策にかかる費用について、ケベックは税収分配や管轄権分担に関して連邦政府と一連の激しい衝突をする。

この衝突は、当初、連邦制度における権限分配のやり方をめぐる見方の違い、というだけの状況の中で起きたものだった。一九六〇年代後期から七〇年代の初めにかけて、連邦政府の政策がいから修正され、まだ未解決の問題も多

る措置をとった。一連の憲法会議も開かれ、変革へのさまざまな提案が討議された。一九七一年にはブリティッシュ・コロンビア州の首都ビクトリアで新しい憲法(章)が起草され、ケベックを除き、連邦政府とすべての州の承認を得た。ケベックは、フランス語系住民が減少し始めているときだけに、その残存のために必要だとケベックが考える保障措置をじゅうぶん構じていない、と論じた。

ケベック党の勝利

同時に、ケベックの内部において、その将来に対する考え方がだんだんと二極化していった。トルドー首相が率いるフランス語系の連邦主義者たちは、連邦制度を変革してフランス系カナダ人の平等性を高める一方、統一国家に留まることによるケベックの経済的、国際的有利性を守る、と主張した。ところが、多くのケベック・ナショナリストは、少なくとも政治的ことがらに関して完全な

国家的主権を達成し、単一言語のフランス文化を発展させることにケベックの将来はかかっていると主張した。一九七六年十一月、ケベックの独立を訴えるケベック党が、同州の将来の地位について州選挙民と相談する約束に基づいて選出された。新政府のルネ・レベック首相は、州民に対し、カナダと何らかの形の経済連合を伴う完全な政治主権を求める計画を支持するよう求めた。トルドー首相はじめ各州の首相は、フランス語を堅持する権利や新たな権限分譲などを含む新憲法については話し合ってもいいが、経済連合を伴う主権という提案は現実的であると信じない、と述べた。

カナダ連邦とケベック州の人口動態 (1971年国勢調査)

	全カナダ	ケベック州
面積	9,257,000平方キロ	1,362,036平方キロ(14.7%)
人口	22,446,000※	6,134,000※(27.3%)
変動(1966-71)	+1,553,431(年率1.5%)	+246,919(年率0.8%)
自然増	1,089,387	288,727
転出・入	+464,044	-41,808
言語		
英語のみ	全人口の67.1%	州人口の10.5%
仏語のみ	" 18.0%	" 60.8%
英仏両語	" 13.4%	" 27.6%
その他	" 1.5%	" 1.1%

※1974年推定

武力によっては残存できないし、またそうすべきでない。国家というものは、国民がひとつの市民社会で共同生活しようと欲としてはじめてまとまることのできる。」

(本文はスペースのつこうで元の原稿をいくらか省略したものです。邦訳全文は当広報部発行の「背景説明レポートNo.6」に掲載されており、ご希望の方はご請求下さい。)

フランス系カナダ人の 歴史と文化

東京大学文学部助教授 西本晃二



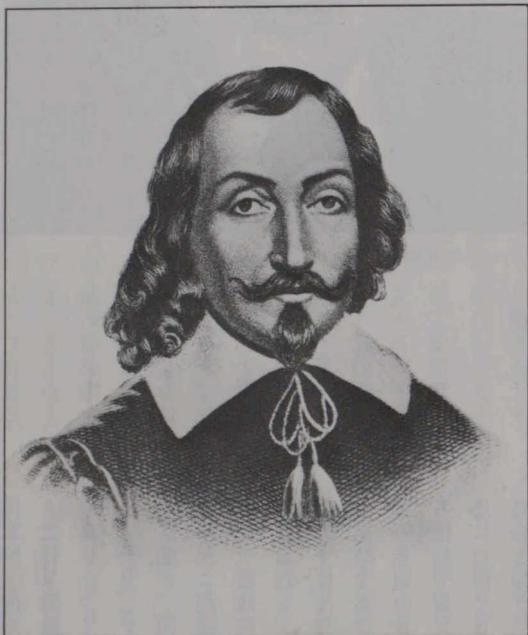
今日のカナダ人を形造るさまざまな人種的要素の中で、フランス系と英

国系が二大勢力をなしているのは周知のことである。そこでそのフランス系カナダ人を定義づける要素は何かと尋ねると、常識的にまずフランス語を話すこと、そして第二にカトリックであること、という答えが返ってくるだろう。ところがこの二点ともに、実はそれほど自明のことではない。

例えばフランス語であるが、なるほど大学教授や、ラジオ、テレビのナウンサーの話す言葉、モントリオールやケベックで出版される学術書などが書かれていたのは、標準フランス語といつて差支えない。しかしモントリオールの街頭、シクチミ近郊やガスペ半島の農漁村で一般の人々が使っている言葉を聞くと、本国のフランス人達は肩をすくめて「あれはフランス語とはいえないよ」と答える有様だ。この答えは、自分がフランス語を話していると思っただけに、フランス系カナダ人にとっては、実に苛立たしい反応と受けとられるし、同時にカナダにおけるフランス語圏とフランス本国との関係を端的に反映しているといえる。

ニュー・フランスの設立

そこで、少しく時代をさかのぼってフランス系カナダの歴史を辿ってみることにしたい。ヨーロッパ人によるカナダ発見は、いろいろ前史はあるにしても、本格的な発見ということでは、一五三四、五年の二度にわたる、フランス人ジャック・カルチエの航海が最初のものといつてよい。以後同じカルチエによる一五四一〜三年の第三回航海、一六〇三年に始まるサミュエル・ド・シャンプラン



シャンプラン

な緊迫した情勢ではなかったことにはほぼ間違いない。なにしろ双方とも入植者の絶対数がそう多くなかったから、だいたい植民地行政がきちんと行われていたかどうかも、はなはだ疑わしく、また英仏の他にも、オランダやスペインからの植民もあつたわけで、どこからがフランス領などということよりも、

今の植民活動などが、現在のケベック州からニュー・ブランズウィック、ノヴァ・スコシアにまたがる地域に、新（ヌーヴェル）フランスを出現させることになる。この際移民としてやって来た人々は、多くがフランス西海岸のアルタニユ、ノルマンディ、ガスコニュ地方の農漁民で、この人達が広い新天地に出身地別に分れ住み、場合によっては何世代にもわたって、互いに隔絶したまま生活してきたことが、入植当時十七世紀のブルターニュその他の各地方の方言を、かなり純粹な形で残すという結果を産み、方言学や言語進化の研究の好対象となつていくところもある。

一方、この新（ヌーヴェル）フランスに対して、ほぼ同じ時期に、英国が現在のアメリカ合衆国東海岸を占拠して、新（ニュー）イングランドを建設することになるのは周知の事実である。ただし、こういういかにも英仏両勢力が対峙拮抗したように聞こえるが、実際はそ

人々はアメリカ大陸の自然との闘いや、インディアン達との交渉に心を奪われていたというのが実情と考えられる。新フランスにおける、このような開拓者達の生活は、一八六三年に七十六才のフィリップ・オーベール・ド・ガスベが発表した「往時のカナダ人」という小説の中に鮮かに描かれている。

さて、新大陸の状況がこのようなものであったとすれば、植民地の帰属が、現地の実情に即してではなく、むしろ宗主国同士がしのぎを削るヨーロッパ政治の力関係によって決定されることになつたのも、必然のなりゆきといえるかも知れない。ヨーロッパにおいて強大になり過ぎたルイ十四世のフランスに対して、英、独、オランダが連合して戦つたスペイン王位継承戦は、フランスに利のないまま一七一三年のユトレヒト条約をもって終り、新フランスのアカディア地方（現在のニュー・ブランズウィックとノヴァ・スコシア両州に当る）は、英国に割譲される。この時からアカディア人の悲運が始まり、アメリカの詩人ロングフェロウの長詩「エヴァンジェリン」にも歌われた一七五五年の英国軍による一種の根絶し作戦によって、この地方のフランス系社会は一掃されてしまう。

フランスの新大陸撤退

次いで十八世紀後半に、オーストリアの王位継承問題に端を発して、ヨーロッパ各国を戦いに捲き込んだ七年戦争（一七五六〜六三年）の波紋は、北米大陸における英仏両勢力の衝突をひき起こす。旧大陸での力関係を反映して戦況の振わぬフランス系に対し、政治的にも軍

事的にも優位に立ったイギリスは、ウルフ將軍に率いられる軍隊を派遣する。しかし当時のカナダの人口は、フランス系の五万余に対して、英国系は僅かに数千と、フランス系が圧倒的な優位を占めていた。にも拘らず新フランスがイギリス軍の攻撃を支えきれなかったについては、フランスの植民政策にも原因があったようだ。

もともとフランスはヨーロッパ大陸の大国で、政治的にも中央集権的色彩が強かった。十七、八世紀に新フランス経営のためケベックに派遣されてきた役人達も、ケベック攻防戦の際、フランス軍司令官モンカルムの行動を陰に陽に制肘した代官ビゴの動きにみられるように、もっぱら本国政府の意向のみを気にし、事なく任期を終え、パリに戻るのことにしたようである。

はたせるかな一七五九年六月、新フランスの牙城ケベックは、イギリス軍の攻撃にあえなく陥落してしまい、その四年後の一七六三年、万事につけてパリ中心であったフランスの宮廷は、ヨーロッパにおける不利な情勢も手伝って、海外植民地の保持にさしたる執着を示さず、パリ条約を締結し、あっさり新大陸の領土をすべてイギリスに譲って植民地経営から撤退することになり、ここにイギリス領アメリカが成立する。

この祖国のふるまひは、新フランスの住民にとって、出先を見捨ててかえりみない冷淡な仕打ちとみえ、祖国に見離された孤立感をフランス系カナダ人の心に深く植えつける。

といっても前述のごとく、現在のケベック、オンタリオ両州に当る地域

に関する限り、一七五九年当時、フランス系はイギリス系に対して、数において圧倒的な優勢を誇っており、土地の帰属がパリからロンドンに移っても、実生活の上ではそれほど深刻な影響を受けたわけではない。

ケベック条令と英系住民の増加

ところが一七七三年のボストン茶会事件に始まるアメリカ独立運動は、この情勢に二つの重大な変化をもたらす。その第一は一七七四年のケベック条令。

ケベック陥落後、イギリス政府はフランス系に全面的にイギリス法やイギリスの制度を押しつけようとして、強い抵抗に会っていた。だがニュー・イングランドの反乱に直面すると、フランス系住民の反乱同調を誘発して、北米における植民地の全面的崩壊の危険を冒さぬため、急遽方針を転換、フランス系の法習慣から信教、言語などを大巾に保障する方向を打出したのがこの条令である。政策転換はフランス系住民に歓迎され、フランス系カナダはニュー・イングランドの誘いに応ぜず、英国領として留まることになる。この際、独立した十三州がピューリタンの色彩の強い新教派だったのに対し、カトリックを奉ずるフランス系が反発したことも見逃すことはできない。

変化の第二は、十三州の独立に賛成しない、忠誠派（ロイヤリスト）ニュー・イングランド人の大量移住である。忠誠派は独立派と異って、イギリス本国との絆を断つにしのびなく、カナダに移住し、セント・ローレンス川の上流、現在のオンタリオ州に当る部分に上部（アップパー）カナダを作る。この移住によって、

英仏両系の人口は、ほぼ六対三という現在の比率に近いものになる。

こうして英国領カナダはフランス系をつなぎとめ、かつ上部カナダの形成によって確実に存在し始めたわけであるが、そのフランス系を引き留めるに与って力のあった「ケベック条令」が、新たな緊張を両系の間ひき起こす。元来フランス系の数が多いところから発布された同条令であるが、忠誠派の大量移住で人口比率が変わってしまったからである。以後イギリス系カナダ人はこの条令を改革しようとする。一方フランス系は宗祖国イギリスを後ろ楯にしてこれを拒もうとする。フランス系カナダが、イギリス本国に対しては親近感を抱きながら、かえってイギリス系同国人に対して根強い不信感と警戒心を持つようになった原因はここにある。

加うるに、英仏両系がカナダ社会の中に占めた経済的、社会的位置の差



セント・ローレンス川を臨む旧ケベック要塞

も、両者間の緊張を増大させることになる。十九世紀以降カナダの豊かな資源の開発が行われた際、資本はほとんどイギリス系（後にはアメリカ系も）であった。フランス系は十七世紀以来の伝統に忠実に、もっぱら農業や林業、そして都市では法律に従事していたから、富を作り出す商業は、英国系が支配的になってしまった。そうすると、出世するためには英語の習得が必須となってくる。政治の領域でも、下部カナダ（ケベック州）ではフランス語が公用語として認められていたが、上部カナダや沿海諸州との交渉、カナダ全体の問題や宗主国イギリスとの討議には当然英語が中をきかせる。今日のフランス系カナダ人の英語に対するコンプレックスは、この辺りに深く根差しているといえる。一八三七年の上下カナダの反乱の際に、下部カナダの反乱分子には、経済的に恵まれないフランス系が多かったという事実も、こうした経済、社会的な差別の結果を示している。

さらに、英仏両系間の宗教的対立も無視できない。とはいえ、英国系の中にもアイルランドからの移民のようにカトリックの人達もおり、全部が全部プロテスタントというわけではない。しかし全体としてみれば、英国系の中で社会的に有力な部分はプロテスタント、フランス系はカトリックという事情にそう変わりはなかった。その上、南隣には強力な新教国アメリカも控えていた。従ってフランス系は宗教的な面はもちろん、言語的にも、経済、社会的にも強い圧迫にさらされ、まさに四面楚歌の感があつたわけである。このような情況に置かれ、これを耐え忍びながら、今日に至るまで

ついにフランス系社会、文化の伝統を守り抜いたこと、これこそがカナダ社会に対するフランス系の最大の貢献であるといえよう。一七六三年を境に、新フランスと同じく英国領に移行したアメリカ南部の「ルイ州」(ルイジアナ)、「新オルレアン」(ニュー・オーリンズ)などが、跡形もなく消滅してしまったことを思い併せれば、その重要性がよくわかる。

精神的支柱となったカトリック教

この生存のための努力において、大きな役割を果たしたのがカトリック教会である。教会がフランス系カナダの団結を呼びかけ、強力な精神的支柱を提供したからこそ、フランス系カナダは新教化せず、またフランス系の言葉や伝統も失われずに済んだ。二十世紀の始めにカナダを訪れ、カナダに取りつかれたフランス人の小説家ルイ・エモンの名作「マリヤ・シャブドレーヌ」の次のような一節は、フランス系カナダ人の心情を美事に描いている。

(女主人公のマリヤは、厳しい北国カナダの生活を捨てて、暮し易い南のアメリカに移住しようという、恋人ロレンツォの申し出に心を動かされ、考え込んでいます)

「……マリヤは再びひとり言ちた——『だって、この土地はなんといつても辛い土地だ。なら、どうして留まっていなくちゃならぬいだ?』」

と、その時一つの声、ほかの声よりもずっと強い声が、静けさの中から湧き上ってきた。それはケベックの土の声だった。半ば女の声のように



ケベック州の田舎風景

もあり、半ば教会の司祭様の声のようでもあった……

声は言っていた「われわれは三百年前にこの土地にやって来た。そしてこの土地に留まったのだ。われわれをここへ連れて来られたご先祖たちが、いつまたわれわれの間に戻ってこられようとも、決してお嘆きになつたり、悲しい思いをなさることだけは無い。なぜってわれわれは、ほとんど何一つ新しいことを習い憶えたという事もないかも知れぬが、代わりに、昔からのことを何一つ忘れていないことだけは確かだからだ……」

われわれの周りに外国の奴等がやって来おつた。あんな連中は、われわれに言わせりや野蠻人どもだ。連中は権力をほとんどみな手に入れてしまっておつた。金もみな連中の手に渡ってしまった。だがケベックの土地では何一つ変わりはない。これから先も、何一つ変わるこつちやない……」

ここにみられるような保守的、排他的な心情が、今なおフランス系カナダの人達の胸のうちに潜んでいることは十分考えられる。だがこれは、今みてきたような歴史の推移がしからしめた感情なのである。このことを忘れて、フランス系カナダを理解することはできない。

フランス系カナダは立派に生き残つた。もちろん何もかも皆く行つたわけではない。カトリック教会の旧守的傾向もかなりひどかった。筆者がはじめてケベックに滞在した一九五九年頃は、大学の図書館で、無神論的実存主義者のサルトルはおろか、モンテーニュでさえ、法王庁の禁書目録に載っているからという理由で、自由に閲覧させてもらえないような有様だった。しかしこの情況も、現在では大巾に変わってきている。ここ数年のうちに教育は教会の手を離れ、世俗化が行われた。七一年そして七五年と筆者がフランス系カナダを訪れる度に、国際都市モントリオールはもろんのこと古都ケベックも、どんどん自由な感じがあふれるように変わっていった。いな、むしろ今までの反動で振子が反対に揺れつつあり、反カトリック勢力の増大、極端なヒッピー化、そして独立運動を唱える過激派のテロなどが新聞の紙面を賑わすほどであった。

日本の十倍からの面積と豊かな天然資源をもち、大西洋にも面しているケベックの独立は物理的には十分可能とすることが出来る。しかしその資源の開発を行うのに必要な自己資本の不十分さ、人口が少ないことからくる州内市場の狭さ、カナダが否応なしに組み込まれてしまっている北米消費体制等々の条件を考

えると、むしろカナダ連邦のうちに留まっている方が、得るところ大であるように思われる。また連邦政府も、各州の自立性を出来るだけ尊重する方向を打出しているのは賢明な政策であるといえよう。社会全体が、何が何でも同じような物の考え方をしなければ気が済まないというような、狭量な画一主義者でもない限り、価値の多様性こそ、たとえ時としてそれがいかに厄介なものに思われることがあつても、一国の文化の豊かさに通じる大前提であることに納得が行くはずである。

前にも触れた通り、フランス系カナダは外的な圧力に耐えて、今日その存在を十分確立しているし、それと共にその主たる性格をなしていた教会も変化しつつある。そしてこれと相並んで、フランス系カナダに特有な単語や表現、用法などを大巾に採り入れた「カナダ・フランス語辞典」の刊行(初版一九五七年)は意味深長だ。言葉というものが、人間の知的、意識的活動にとって、最も有力な道具であるだけに、大別すればもちろんフランス語文化圏に属しているとしても、旧大陸のフランス語にベッタリ追随するだけではなく、カナダ独自の現実

に即した豊かな言葉を創り出そうという、独自性への重要な一歩と考えられるからである。折から人間の歴史にその類をみない大規模な情報交換手段の発達によって、地球じゅうの処で思考や行動の均一化が進行中である。この大勢の中で、これまでややもすれば受身的な個性ではなく、積極的なフランス系カナダの個性の確立・発展には、人間の可能性に絶望したくないと希う者達の、大きな関心と期待が寄せられる。

ケベックのとりべき道

——クレチヤン蔵相の講演から

ジャン・クレチヤン大蔵大臣は、一月末、モントリオールにあるケベック州経済人協議会で「ケベックとカナダの選択」と題する講演を行った。大臣はまず、現在の基準で過去の政策や失敗を論じることをいましめたあと、要旨次のように述べた。

連邦主義か独立かという問題に関する州民投票を前にして、選択すべき道を明確に定義する必要がある。(中略)経済的、社会的見地から言って、連邦主義がもたらす主な利点は、広大かつ統合された国の存在と関係する。きわめて多様な資源が一つの広大な手にあるということとは、われわれすべてにとつて間違いなく安心かつ安定の要因となる。孤立した単一市場より、大規模で多様な市場の方が、いろいろな分野でより分業的かつより効率的な生産が可能となる。生産の効率化により、資源や生産要素の配分も合理化される。さらに経済単位が大きく、また強ければ、対外交渉における立場も強化され、貿易の機会も増大するし、それだけ大きく、安定した準備資金も調達できる。また連邦体制においては、税収の再分配によって、州間および個人間の格差は正も図られる。

連邦制度は諸地域の利害を調整するため、いろいろな協議や交渉が必要となる。当事者の要求がすべて満たされない場合は、不満も生じる。しかし、こうしたトリード・オフの問題は、単一国家にもあることだ。

連邦制度の真髄を把握するには、経済的な損得だけでなく、その他の要因も考慮に入れる必要がある。カナダ連邦にお

ける個人の自由は他のいかなる先進国と比べても劣らない。それどころか、場合によっては、勝つてさえている。

他方、ケベック政府が主張する「主権・連合」という考えほどあいまいなものはない。この二つの言葉は補完的ではなく、むしろ矛盾する言葉だ。「主権」を強調すれば、「連合」は全く意味を失うし、「連合」を強調すると、「主権」の意味を失う。主権を主張するのは、要するに独立を云々することであり、「連合」を主張すれば連邦制を受入れたことになる。

主権・連合の概念を評価するには、まずケベック州政府が、「主権」や「連合」というのはどういうことか、明確にするべきだ。その説明がないと、知識に基づいた選択は不可能だ。どういう変更がなされるか、結果がどうなるか、誰も知らない。

しかも、例えケベック党が独立を約束できて、また州民の承認を得たとしても、連合を約束することはできない。提案はできて、それを受入れるか拒絶するかはケベック以外の州が決めることだ。ケベック党によれば、ケベックと他の州は互いに持ちつ持たれつの関係にあるので、「連合」が拒否されることはない主張しているが、ケベックの製品のうち半分以上は州内で消費され、一五パーセントは外国へ、三〇パーセントは国内各地(オンタリオ州だけで二〇パーセント)へ輸出されている。ケベックが分離して他州が経済連合を受入れない場合、ケベックは製品市場のおよそ三分の一に対する自由なアクセスを失うことになる。一方、他州の製品輸出にケベックが占める

割合は、オンタリオ州が一パーセント、大西洋諸州が九パーセント、大平原諸州が六パーセント、ブリティッシュ・コロンビア州にいたっては二パーセント以下に過ぎない。しかも、ケベックが州外の国内市場に輸出している製品の半分は関税で保護されているもので、他州としては海外で買った方がずっと安くつく。おまけに、例え独立できたとしても、制度上の移行には相当の金がかかる。

ケベックは連邦から脱退することによってその経済的、社会的、文化的向上を図るチャンスが高めるだろうか。また政治的独立によって、その経済的、社会的諸問題をより効果的に解決できるだろうか。これに対する私の答えは、はっきりとノーである。

● 書評 ● ピーター・デバラ著 「ルネ・レベック」 ケベック独立を目指して

(Revue: A Canadian in Search of a Country)

一九六三年五月十六日の晩、ジャラー・ド・ペレチエの家に当時「五賢人」と呼ばれていた人たちが集まった。ケベックの自主性をうたった「静かな革命」はいくらか落着きを見せていた。過激的な若者たちは、今だに英国系カナダ人街で郵便受けに爆発物を仕掛けたりしていたが……。

この日集まったのは、ケベック州政府の天然資源大臣レベック、モントリオール大学の法学部教授トルドー、「ラ・プレス紙」の編集長ペレチエ、CBC(公営放送局)に対するフランス語テレビ・プロデューサーの六十三日間ストを指揮

した労働組合の指導者ジャン・マーシャン、それにアンドレ・ローレンドーという、いずれも平和的改革を主張する人々で、彼らは一九六一年以来こうした会合をもつていた。特に決まった議題とか順序というものはなく、いろいろな問題を取り上げては、議論するという風だった。

その夜は、「一言語・二文化審議会」の設置を提案し、のち、その共同委員長になったローレンドーが、威信の上で一頭地を抜いていた。しかし大学生のような熱心さでいろいろなアイデアをだし、議論を引っぱっていったのは、レベックであった。レベックは四〇才になっていたが、それよりは老けてみえた。トルドーはほとんど発言しなかった。しかしときどき口をはさむときは、痛烈なコメントでレベックの饒舌を絶ち切ることが多かった。

ローレンドーは間もなく死亡したが、他の四人のうち、トルドーはカナダの首相として連邦主義の領袖となり、ペレチエとマーシャンを閣僚にした。レベックは自由党と訣別し、ケベック党を結成してケベック分離の牽引車となる……。

本書は、これら「五賢人」の人物や活躍を生き生きと描きつつ、連邦主義者と分離主義者の動きなど、近代カナダの息吹きを伝えてくれる。

レベック自身や彼の考え方に詳しくない読者には、まずジャン・プロベンジャーの Rene Levesque: Portrait of a Quebecois (ルネ・レベック——あるケベック人の肖像)をお勧めしたい。レベックの家族や子供時代のこと、ケベックにおける政治、レベックの言行などが、この本にはより詳しく書かれている。

「カナダの萬蔵物語」周辺

一 雅川 増



「永野萬蔵」に関する日本側の資料や記録は皆無に等しい。出身地である長崎県島原半島の口之津町には生家も残っており、甥の子に当たる親類縁者が健在であるが、僅かに、晩年の萬蔵を見たとの老人の話が聞けるだけで、写真の一枚も無い。

ただ、町役場の戸籍簿と墓から、確かに、萬蔵と言う男が、江戸時代末期から大正時代末期にかけて「生息した」ことが認められるのみである。

萬蔵は、安政二年(一八五五)三月二十七日、口之津村四二五番地、永野喜平・夕子との間に誕生。六人兄(姉)弟の第五子(四男坊)である。戸籍簿には詳細な記述はないが、明治十七年五月七日、永野田吉との養子縁組を解消して復籍。明治二十年十月二十九日、神奈川県横浜区界町へ分家しており、戸籍は横浜へ送付されている。

その横浜の戸籍簿は、関東大震災の折り、焼失している。したがって、戸籍の上では、萬蔵の生涯は完結していないのである。

ところが、永野家の菩提寺である名刹「玉峰寺」には、過去帳に萬蔵の死が記録されており、墓も建てられている。

それによると、萬蔵は、大正十三年(一九二四)五月二十一日、その六十九年に及ぶ生涯を、口之津村で終えている。「妻多誉子建之」の墓の碑銘は、人生の大半を「からんくに」カナダで過ごした日本人「萬蔵」を彷彿させるかの様に、雄大なカナダの自然を映して「千岳院萬嶺實相居士」とある。

萬蔵をテーマに、テレビ・ドキュメンタリーの制作に取りかかったものの、そ

の前途は暗澹たるものであった。しかし、今回出版された「カナダの萬蔵物語」の著者、高見弘人氏を宮崎県延岡市に、又、萬蔵の生家近くからカナダに移住したと言う北村高明氏をカナダ・トロントに探し当てたことによつて、取材は飛躍的に発展し、萬蔵の足跡を追つてカナダ現地への取材が実現したのであった。

駐日カナダ、アメリカ画大使館、トロント、バンクーバー両日系市民協会、日系カナダ移民百年祭協会、それに、日本航空株式会社の絶大な支援と協力で、取材は昨年夏完了し、ドキュメンタリーは、「萬蔵の旅―日系カナダ移民百年の記録―」のタイトルで、昭和五十二年度芸術祭参加作品として、同年秋に放映した。この稿を借りて、改めて関係方面にはお礼を申し上げたい。

さて、高見氏の「カナダの萬蔵物語」の書評を、と言うことでこの拙文となつた次第であるが、感想と言うことでお許し頂ければ、深い眠りに就いていた萬蔵が、この本によつて魔法の杖で甦つたかの印象を受けた。数少ない資料と記録で、萬蔵像をかくも浮かびあがらせることができたのは、高見、森両氏の萬蔵に対する深い人間愛、ひいては日系カナダ移民



萬蔵の孫と曾孫のハハハロルド・マンゾー。トロント郊外ビーターボロで。(長崎放送提供)

の百年に及ぶ苦闘の歴史に対する敬意の表われ、と私は確信している。

ただ、ドキュメンタリストとして、非礼を顧みず、ひとこと感想を追加させて頂くとすれば、萬蔵を日系カナダ移民の第一号とするあまり、やや「ウルトラマン」にしすぎたのではないかとの懸念を持たざるを得ない。

萬蔵の故郷口之津は、「からゆきさん」旅立ちの港として知られている。明治になつて口之津のある島原半島や対岸の天草の島々から、多くの人が、朝鮮、台湾、樺太、東南アジア、その他の国々へ渡つて行つた。この地方では、外国は全て「からんくに」であり、外国に渡航することを「からゆき」と言つた。記録は少ないが、大正五年の口之津村役場統計では、一七九四戸から六四七人もの村民が海外へ出稼ぎに行つてゐる。

萬蔵も、その「からゆきさん」の一人であるが、カナダに渡つた目的について、萬蔵自身は何一つ記録を残していない。

当時、口之津地方の産物と言へば、「甘藷」と「鰯」だけであつた。中には、あるいは、明治維新で海外雄飛の夢を実現しようとした村民もいたかも知れないが、しかし、「からゆき」は、紛れもなく、貧しさに追われてのことであつた。一漁民の四男であつた萬蔵も例外ではなかつた。

萬蔵は、明治十年(一八七七)、カナダのニュー・ウェストミンスターに第一歩を印したと言われる。しかし、公的な記録は一切なく、加奈陀大陸時報社が大正年間に発刊した「加奈陀同胞発展大鑑」等に、僅かに、その記述を見出すだけである。

カナダに上陸した萬蔵は、フレイザー

川での鮭漁、ガスタウンでの沖仲仕、貨物船船員旅館、みやげ品店経営等と転々としたが、おそらく、胸には「錦衣帰国」の夢があり、言語、習慣の障壁や、東洋人差別や迫害の現実と闘い続ける毎日であつた。それは、萬蔵以後、カナダに渡つた日本人全て同様であつたらう。

その人々に対して、近代国家への歩みを始めたばかりとは言へ、当時の日本は、何の施策も持ち合わせなかつた。同胞たちは、自らの貧しい生活を速い海外への出稼ぎでしか癒すことが出来なかつたのである。

バンクーバーの市営墓地で見た墓の碑銘に「惨死」と刻んだ日本人墓があつた。それは速い異国の地で、その「旅」を終えねばならなかつた人々の「無念さ」の象徴と思われた。

萬蔵が「カナダ大尽」と呼ばれ、いわゆる「成功者」となつた事実はそれとして、その陰には、例えば、同胞をも蹴落したり、あるいは、見殺しにしたりといつた、生存本能とも言える人間の業が、きつとあつたと思う。

カナダに、アメリカに、萬蔵の足跡を辿りながら、その想いに涙を禁し得なかつた。これは、単なる「冒険談」であつてはならない。

ナイアガラに近い「ニッポニア・ホーム」で余生をおくる一世の老人たちと逢い、トロント郊外では、萬蔵の曾孫に当たる「マンゾー・ハロルド」(一才二ヶ月の混血男児)と面会して、実はホツとした。そこには、人生の勝者の着りなど一分も入り込む余地のない、人間の逞しい歩みがあつた。

(長崎放送制作部ディレクター)

J. M. S. ケアレス著 ● 清水博・大原祐子訳

『カナダの歴史』 — 大地・民族・国家 —

(山川出版社・一九七八年)

木村和男

日本でのカナダ史研究は近年漸く大きな発展期を迎えんとしているが、従来その関心は主に資源大国、或いは日系移民移住国としてのカナダといったアラクテイカルな側面に集中する嫌いがあり、カナダという国自体を、またカナダ国民を、その歴史や伝統をふまえたうえで包括的かつ内在的に理解しようとする努力は、残念ながら未だ存外稀薄ではないかと思われる。日本では、或いは欧米でも、不当に見逃されてきたことであるが、カナダ史は我々にとって実に魅力的な分野である。我々はそこに、複数民族と複数文化を包含した壮大かつ苦渋に満ちたコスモポリタン国家建設の推移をみることができようし、またイギリスやアメリカといった超大国の圧倒的影響下で、カナダがいかにして政治的・経済的独立を維持(または喪失)してきたかは、日本にとって無縁の問題ではありえない。さらにイギリスやアメリカの近代史を知るうえで、カナダ史に関する理解が不可欠の一環であることも、改めて認識されてきているのである。

それゆえ、このたびカナダ史学界の泰斗ケアレスの著書『カナダの歴史—大地・民族・国家』(三〇〇円)が邦訳、出版される意義はまことに大きい。本書はカナダの代表的史家の手になる最も定評あるス

タンダードなカナダ通史であり、外国人読者にとって疑い無く最適の入門書の一つだからである。このことは例えば『カナディアン・ヒストリカル・レビュー』誌が本書を、「学生も一般読者も、このカナダ史入門書に等しく感謝するであろう。本書は明らかな疑問には納得のゆく回答を与える一方、さらに高度の研究への見事な呼びかけになっている」と紹介していることにもうかがえよう。しかも訳者は日本のカナダ史研究におけるパイオニアというべき大原祐子氏であり、この訳業自体がカナダ史を日本に紹介せんとする同氏の熱意の所産でもある。実際、訳文のはしはしに同氏ならではの配慮や識見がうかがえるし、原著に無い附録として収められた同氏による詳細な年表や懇切な文献目録も、これからカナダ史を志す者にとって極めて有益なものである。訳文自体も読みやすく、信頼度の高いものであるが、それを逐一紹介、検討することは、まだ初校ゲラ刷りの形でしか本書を見ていない現在では慎むべきであろう。それゆえ以下では、原著者ケアレスの史学史的立場を、大原氏の「訳書あとがき」とはやや異なった角度から紹介して読者の参考に供したい。

本書を一読して強く印象づけられるのは、若いカナダの歴史はあらゆる困難への果敢な挑戦の歴史であり、これらの困難を克服しての躍進が、過去と同様将来も持続されるであろうことへの、著者のゆるぎない確信であろう。このやや樂觀的なほどの確信は、一種民地からまされない先進国へのカナダの発展を自らの体験として共有した著者の、広くいえば現代カナダ史学界で未だ「主流派」の地

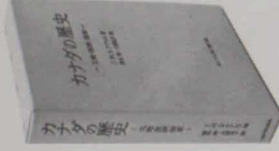
位を占めるローレンシアン学派の描くカナダ史の中に、いわば「通奏低音」として脈打つものである。H. A. イニス、D. G. クレイトン、そしてケアレスというカナダで最も高名な歴史学者の系譜を引くこのローレンシアン学派は、カナダ史の特質を(一)セント・ローレンス河と大陸横断鉄道による東西枢軸を媒介とした西への膨張、(二)貿易、移民、金融面でのイギリスとの結合、(三)隣国アメリカとの対抗、(四)連邦形態下では最大限の中央集権制、の四点に求め、そこにカナダの躍進の基礎があつたと主張したのである(D. G. Creighton, "The Decline and Fall of the Empire of the St. Lawrence," Canadian Historical Association, Report, 1969を参照)。しかるに一九六〇年代のカナダを震撼させた一連の政治的・経済的危機(とりわけ多国籍企業を媒介としたアメリカの露骨な干渉と、ケベック州での独立運動)は、こうした通説を一挙にくつがえすような衝撃を与えた。なぜならこの危機は、ローレンシアン学派による樂觀的カナダ史観の前提たる先の四つの特質の最終的崩壊を象徴するものだったからであり、以後特に若手のカナダ史研究者から深刻なローレンシアン学派批判が提起されるに至った。彼らの批判点は、数量的経済成長論への批判、ケベック州・平原諸州・沿海州といった後進地域史の再評価、さらに個別経営史の重視など多岐にわたるが、最も特徴的なことは現代カナダの危機の根源、即ち先の四つの特質が崩壊し始めた時期を、これまでローレンシアン学派が「最高の繁栄と拡大の時代」とみなしていた第一次大戦直前の

「ナショナル・ポリシー期」に求め、従来の通説とはまっこうから対立する「悲觀的ナショナル・ポリシー論」ともいうべき見解を打ち出した点にあると思われる。しかしながら彼らは、以後精緻で多面的な個別研究を膨大に蓄積しつつあるとはいえ、未だローレンシアン学派の如き総合的カナダ史像を構築するには至っていない。かくてカナダ史学界の「漂流と分裂」は、現在に至るまで止揚されぬままである(これらの詳細については G. Porter, "Recent Trends in Canadian Business and Economic History", Business History Review, Vol. XLVII, No. 2, 1973を参照)。ともあれ本書の読者は、ケアレスとは異なったカナダ史の解釈が、大きな流れになっているという事実を念頭に置いて頂きたいと思う。

最後に、本書によって日本のカナダ史研究が一層発展することを切望してやまない。それは、従来空白であった領域の単なる穴埋めに終つてはなるまい。カナダ史を知ることがどれだけ我々の世界史認識を深く豊富なものにするかが、今後積極的に立証されねばならない。当面、これまでわが国で蓄積されてきた日本史、イギリス史、アメリカ史の研究成果に、我々のカナダ史を緊密に連繫させる事が、一つの重要な課題となるのではあるまいか。(秋田大学講師)

刊行案内

○ジョン・セイウエル著、吉田健正訳「近代カナダの歩み」(カナダ大使館発行)。同書をご希望の方は、当大使館広報部へお申込み下さい。



ノーマン全集の 完結にあたって

大窪 憲二

一昨年秋以来手がけてきたハーバート・ノーマン全集編集の仕事も、二月末に最終第四巻が刊行されたことをもって一応完結した。この仕事の出来ばえについては、私自身必ずしも満足しているわけではないが、永いあいだの念願がともかく果たされたことに、やはり幾多の感慨を禁じえない。それはどういふ感慨かときかれても言葉にはなりにくい。感慨かといえは、ノーマンさんへの新たな追懐と寂寥の想いであろう。

ランキン大使に「ノーマン全集」を献呈する大窪氏。



ノーマン著作集をまとめたという話が書店からあったのは一九六四年の頃であった。当時一九五八年からノーマン夫人の発議によって設けられていた「ハーバート・ノーマン記念研究奨励基金」の運営が受賞候補選択の困難から打ち切りになった事情のもとで、関係委員であった都留重人、渡辺一夫、丸山真男、西田長寿の諸氏と幹事役の私を含めて五人で著作集のことを協議したが、いろいろな理由から立ち消えになったまま時間が経過した。私としてはノーマンさんの論稿は既発表のもの以外にも有るはずだからそれらも著作集には含め

たいと考え、そのためにはもつと時間をかけて待った方がよくなるかという気持もあつたことは事実である。その後一時書店から私単独の編集でやってみないかという提案があつたが、私は別に自分の課題を抱えてもいたし、結局煮え切らない態度しかとれず、書店の関係者に迷惑をかけた点もあつた。また一九六五年の秋、オタワにノーマン夫人を訪う機会もあつたのに、この時は格別の話も出ずに終つた。しかし、その間にもこの著作集のことが私の念頭をはなれたことはなかつた。

一九七三年になって、私はウイスコンシン大学のジョン・ダワー教授の訪問を受けた。ダワー氏は、ベトナム戦争以後アメリカのアジア学者また日本研究者のあいだに起こつた体制派近代化論者への批判の気運のなかでノーマンの歴史学への従来の無視から再評価の動きが起つていふことを語り、私の保存している英文の原稿類をはじめ関係資料を閲覧したいと申し出た。私は氏にこれらのコピーを提供するとともに、幾たびか夜を徹してノーマンについて語り合ひ、また、当時英文の稿本のままになっていた「日本政治の封建的背景」(全集第二巻所収)への著者による書き入れの一つ一つについて協力して、校訂を施した。ダワー氏は、この論稿に加えて、「日本における近代国家の成立」(全集第一巻)、および歴史随想「詩神の苑に立つて」(全集第四巻)をノーマン選集として一冊にまとめ、The Origins of the Modern Japanese State と題し、なおこれに氏自身の一〇〇頁に及ぶ「ノーマン論」を添えて、一九七四年にパンテオン社から刊行した。この選

集は賛否両論を含めて、大きな反響をまき起した。私が何ほどか協力または助言したとはいっても、本書はあくまでダワー氏自身の労作であり、私はアメリカおよび西欧の日本研究の現状において高い評価を受けるべきものと考えるが、通読してみても、これがノーマンか、またその歴史学か、と考えてみると、どうもダワー氏は全体としてノーマンを急進主義の戦士として描いているような印象を免れなかつた。それは一面たしかなことではあるが、ノーマンを歴史のなかに位置づけるかわりに、現在も進行中の冷戦の構図のなかに置くことについて、多少の異和感があつたのである。

いづれにしても、ダワー氏来訪以来のこととも一つの刺激となつて、私は書店とも打合せのうえ、ノーマン著作集にとりかかつた。時はすでにノーマン歿後二十一年に近づいていた。その時を期して、というこで書店とのあいだに「気合」の一致というか、一つの雰囲気盛り上げてきたのを私は感じた。そこで一九七六年夏、カナダ外務省および在日大使館の好意により、私はオタワに行き、二週間余にわたり外務省歴史部においてノーマン関係のファイルを閲覧し、かれの数名の元同僚の人びとも会見し、ノーマン夫人とはほぼ五回にわたつて長時間会談することができた。夫人は永く夫君の書類鞆に秘められていた遺稿の数々を私に託された。

また、九月初めの或る夕方、ノーマン夫人は私をオタワから一五マイル離れたサマー・ハウスに案内され、ガテノー河の黒々と底深く流れる川面をながめながら、炬火をかこんで夜の更けるまで、在

りし日の御主人のことを細々と語つて下さつた。私はいくつかの質問を心に用意してはいたけれども、カイロにおけるノーマンさんの、殊に最後の日々については一言も尋ねる「勇氣」をもち合せていなかったことを告白しなければならぬ。その模様を私は、オタワからバスで西へ二時間半ばかりのところにあるピーターバラ郊外に隠棲する当時の一等書記官アイサー・キルゴア氏から二日にわたつて聴取することになった。トロントでは実兄のハワード・ノーマン、チャールズ・テイラー、ジョン・ホームズ氏なども会見した。バンクーバーではパシフィック・アフエアズの編集をつづけている旧知のホランド氏などと話合つた。カナダは東も西も秋の色がすでに濃厚であつた。それからの一年余り、ランキン大使をはじめ大使館の諸氏の理解と励ましとは、私が全集を完結するうえに大きな力となつた。またそれは秀れた先輩に対する大使館の方々の尊敬の表われとして、私は深い感銘を受けた。そこで私は、かつてノーマンさんが代表部首席として坐つていたその同じ部屋で、全集一揃をランキン大使に献呈したのである。

本紙中の意見や見解は、必ずしもカナダ政府またはカナダ大使館の考え方を表わすものではないことをお断わりします。転載の際は、できるだけ出典を明らかにして下さい。なお、ご意見やご希望は左記の住所にご連絡下さい。

東京都港区赤坂七丁目三番三十八号
カナダ大使館広報部